

この制度の工事完了期限は原則、地震発生から3か月以内です。(3月7日まで) 応急修理中で申請を行っていない等、対象となる方は、お早めにご相談ください。

市民 向け	「令和7年12月8日の青森県東方沖の地震」により被災した 住宅の応急修理 について
----------	---

■応急修理とは

災害により被害を受け、そのままでは住むことができない住宅について、屋根・外壁や台所・トイレなど日常生活に必要な最小限の部分の応急的な修理を行い、元の住家に引き続き住むことができるように支援する制度です。

■支援対象

り災証明書の区分で「全壊※」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」と記載されている住宅

※全壊の場合、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は支援の対象となります。

■支援内容

- 全壊、大・中規模半壊、半壊 : 最大73万9千円(税込)
- 準半壊 : 最大35万8千円(税込)

■申込書類

- ① 災害救助法の住宅の応急修理申込書(様式第1号)
- ② り災証明書(写)
- ③ 修理前の被害状況の写真
- ④ 修理見積書(様式第3号)
- ⑤ 資力に関する申出書(様式第2号) ※全壊、大規模半壊は不要
- ⑥ 住宅の被害状況に関する申出書 ※写真が準備できない場合

【よくあるお問い合わせ(対象とならないケース)】

- ◆ 自分自身で修理を行った場合
- ◆ 修理業者に支払いを完了してしまった場合

【支援を受けられる場合の注意点】

- 必ず「修理前の被害状況写真」を撮影(スマートフォン等でも可)してください。
- 申請をされる際には、必ず「り災証明書」が必要となります。
- 市へご相談なく修理業者へ工事を依頼している場合、支援を受けられなくなる場合がありますので、事前にご相談ください。
- 借家の場合は、条件が厳しくなっておりますので、事前にご相談ください。
※その他詳しいことは、八戸市建設部建築住宅課までお問い合わせください。

【連絡先】 八戸市建設部建築住宅課(市庁舎別館 9 階)

Tel:0178-43-9118(直通) 、 0178-43-9415(直通)

【応急修理の工事例(抜粋)】

1. 壊れた床の補修
床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。
2. 壊れた壁の補修
土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修
3. 壊れた基礎の補修
4. 壊れた建具の補修
破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉
5. 壊れた給排気設備の取替え
6. 上下水道管の水漏れ部分の補修
配管埋込み部分の壁等のタイルの補修を含む。
7. 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修
スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む。
8. 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替え
設備の取替えを行う場合は、同等品であれば差支えない。設備の取替えと併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。
9. 屋外給湯器
壊れた機器の交換を行う場合は、同等品であれば差支えない。

※応急修理の基本的考え方

- ・今回の災害における被害と直接関係ある修理のみが対象です。

(例) ○壊れた便器の取替え

(被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理可。新規設置は、修理ではないため対象外。)

×古くなった壁紙の貼替え

- ・壊れた床の修理と併せて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要で欠くことのできない部分の破損箇所である場合は対象となります。

この制度の工事完了期限は原則、地震発生から3か月以内です。(3月7日まで) 期限までに工事が完了できない方などは、お早めにご相談ください。

業者

「令和7年12月8日の青森県東方沖の地震」により被災した

向け

住宅の応急修理について

■応急修理とは

災害により被害を受け、そのままでは住むことができない住宅について、屋根・外壁や台所・トイレなど日常生活に必要な最小限の部分の応急的な修理を行い、元の住家に引き続き住むことができるように支援する制度です。

■修理業者の皆様へお願い

- 被災を受けた方で、この制度をご存じでない場合は、必ずこの制度をご案内ください。
- 工事完了後に「安心・安全に住める住宅」となるよう、被災を受けた方に十分説明しながら打ち合わせを行ってください。

■支援対象

り災証明書の区分で「全壊※」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」と記載されている住宅

※全壊の場合、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は支援の対象となります。

■支援内容

- 全壊、大・中規模半壊、半壊 :最大73万9千円(税込)
- 準半壊 :最大35万8千円(税込)

■応急修理対象工事の注意点

- 畳やフローリング、壁紙など、仕上げのみの交換は対象外です。(下地の修理に伴う場合は対象となります。)
- 家電製品は対象外です。
- 壊れた衛生設備の交換の際、明らかなグレードアップになるものは対象外です。(給湯器等破損した設備の品番を写真等で記録しておいてください。)

※ 支払いが既に完了している工事は対象外となります！ ※

■手続きの流れ

見積り

- 申し込みをする際に、「被害状況がわかる写真」が必要になるため、写真を撮っておくよう被災者にお声がけをお願いします。
- 被災者としっかり打ち合わせを行い、応急修理制度を利用し修理をすることになった場合は、「修理見積書(様式第3号)」の作成が必要です。内訳の詳細が分かる資料(※任意の様式で可)を添付し被災者に渡してください。
- 修理見積書(様式第3号)については、消費税込金額での記載になりますので、税抜き金額で記載されないようお気を付けください。
- 八戸市で被災を受けた方からの申込書類の提出後、修理見積書記載の工事対象内外について、八戸市の担当者から確認がある場合があります。
- 見積金額(応急修理分)に記載の金額が、八戸市との契約金額になります。それを超える被災者負担分については、被災者と2者間で契約いただき、被災者から支払いを受けていただくこととなります。

契約

- 被災者から申込書類を受付けた後、八戸市から修繕業者に対し「応急修理依頼書(様式第4号)」を発行します。
- 応急修理依頼書(様式第4号)を受けられたら、「請書(様式第6号)」に印紙貼付のうえ、割印したものを1部、八戸市まで提出してください。

支払い

- 応急修理が完了したら速やかに「工事完了報告書(様式第7号)」を八戸市に提出してください。
- 修理見積書(写し)と工事写真(施工前、施工中、施工後)の添付が必要です。
- 八戸市での完了検査後に「請求書」を受領し、八戸市から支払うこととなります。

問い合わせ先

八戸市建設部 建築住宅課

(別館9階)

TEL:0178-43-9415(直通)

TEL:0178-43-9118(直通)